人権問題最前線

第7回 生活保護をめぐる最近の話題

人権擁護委員会委員 格差問題部会 山川 幸生 (63 期)

1 生活保護基準の引下げとその影響

生活保護基準は2013 (平成25) 年~2015 (平成27) 年の生活扶助費本体の第1次引下げが行われた後,住宅扶助,冬季加算の引下げが続き,2018 (平成30) 年~2020 (令和2) 年には生活扶助費本体の第2次引下げ,母子加算等の引下げが続いた。タレントの親族が生活保護を利用していたことに端を発する「生活保護バッシング」の影響があったとみられている。

生活扶助費本体の引下げ幅は、第1次引下げで平均6.5%(最大10%)、第2次引下げで平均1.8%(最大5%)となった。各改定では一部引上げとなった世帯もあるが、全体としては大きく減額された。

この下げ幅は、名目賃金(月額)が2013(平成25)年から2018(平成30)年までの間に31.4万円から32.4万円に上昇したのとは対照的であり、生活保護を利用している世帯の生活の苦しさが際立つ状況となっている。生活保護利用者の相談を受ける際には、こうした厳しい生活状況にあることを留意されたい。

生活扶助費本体の第1次引下げについては、全国30の集団訴訟が起き、大阪地裁令和3年2月22日判決(判例秘書登載)は「厚生労働大臣の判断には、…統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いており」「最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある」として、引下げは生活保護法3条、8条2項違反で違法とし、保護費減額の処分を取り消す判決を言い渡した。一方、1審の判断があった他の6地裁では原告が敗訴している(2021年12月末現在)。

2 63 条返還をめぐる訴訟 ~ 「医療費10割返還 | の不衡平を指摘

十分な資力があってもすぐに活用できず、生活に困った場合には、生活保護を利用できる。この場合、資力を活用できるようになった時に保護費の返還が求められる(生活保護法63条)。厚生労働省は医療扶助費を含めた保護費の全額の返還を求めるべきだとしており、これに従うと、国民健康保険や後期高齢者医療制度を利用していた者に対して同法63条による返還を求める場合、医療費は実質的に10割負担となる。これらの者は、保護開始と同時に上記保険制度の資格を失い、医療費の10割を医療扶助で賄うからであるが、健康保険に加入し続けた場合と比べて不公平だ、とかねてから問題になっている(「医療費10割返還」問題)。

認知症のため預金等が引き出せず、職権で保護開始となった被保護者に対する同法63条返還処分(医療費は10割返還)の取消しを求めた訴訟で、東京高裁令和2年6月8日判決(判例タイムズ1478号31頁、確定)は、医療費10割返還という不利益の内容を十分に説明して理解を得るべきだったのに、その理解を得ないままに職権で保護の決定が行われたとし、後期高齢者医療等の自己負担分を超えて保護費の返還を求める部分については「著しく衡平を失しており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある」として、処分を取り消した。

同判決は、保護の実施機関に対し、医療費10割返還についての説明義務を課し、これを返還の「不可欠の前提」とした。同判決の論理に従うならば、認知症のために職権で保護を開始した場合には、医療費の10割返還までは求められないことになる。

厚生労働省は同判決を無視しているが、現場では、 事情によって医療費10割返還に固執しない福祉事務 所も現れている。各実施機関の対応に今後も注目する 必要がある。